記者発表資料

平成２４年１０月　４日
北上川下流河川事務所

洪水時の危険水位を見える化
東北地方太平洋沖地震時の津波到達高も標示

昨年の東北地方太平洋沖地震による広域的な地盤沈下及び堤防の被災により、洪水時における洪水警報・水防警報に係る発表基準水位を一部下げて運用しているところです。
①今般、当事務所管内の鳴瀬川など5河川の水防活動支援の一環として、橋りょうの橋脚に河川水位から氾濫の危険性を見て判断できる標示板を20橋りょう29箇所に設置します。
②あわせて、津波が遡上した区間については、津波到達高を示す標示板を3橋りょう4箇所に設置します。
上記①および②についてお知らせします。なお、設置作業は10月内に完了させることとしております。

■設置作業日（管内最初の設置日）
平成２４年１０月９日（火）８時４５分より９時１５分（予定）

■設置場所（別紙参照）
鳴瀬川左岸の河口から５ｋｍ付近（東松島大橋）
設置場所住所：東松島市高松字日照沢地先

■設置作業
出席者代表による危険水位表示板及び津波到達高標示板の最終的なビス留め作業を行います。

■出席予定者
東松島市長、東松島市消防団長、副団長、第７分団長
北上川下流河川事務所長　ほか

※気象状況等によっては、作業を延期することがあります

≪参考①:危険水位設置箇所数≫
●鳴瀬川　：６橋りょう（　８箇所）
●吉田川　：４橋りょう（　７箇所）
●旧北上川：３橋りょう（　３箇所）
●北上川　：２橋りょう（　２箇所）
●江合川　：５橋りょう（　９箇所）
合　計：20橋りょう（29箇所）

≪参考②:津波到達設置箇所数≫
●鳴瀬川　：１橋りょう（　１箇所）
●吉田川　：　（　１箇所）
●旧北上川：１橋りょう（　１箇所）
●北上川　：１橋りょう（　１箇所）
合　計：３橋りょう（　４箇所）

※①②東松島大橋の橋りょう数は鳴瀬川でカウントしています。
※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼８０
電話０２２５－９５－０１９４（代表）

技術副所長　佐藤（さとう）　伸吾（しんご）（内線２０５）
管理課長　畑山（はたやま）　作栄（さくえい）（内線３３１）

東松島大橋詳細情報

拡 大 図

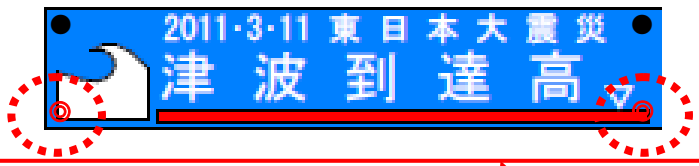

下段（◎）のビス止めを行います
- 東松島市長
- 北上川下流河川事務所長

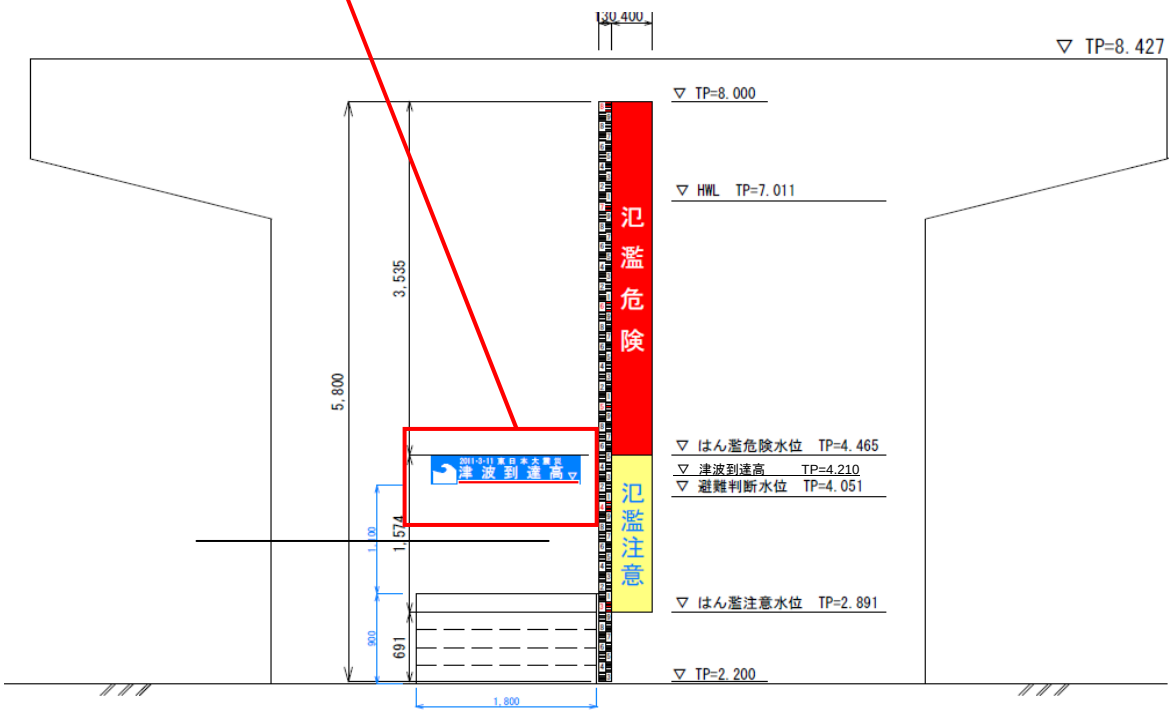

橋りょうへの危険水位の設置箇所（位置図）

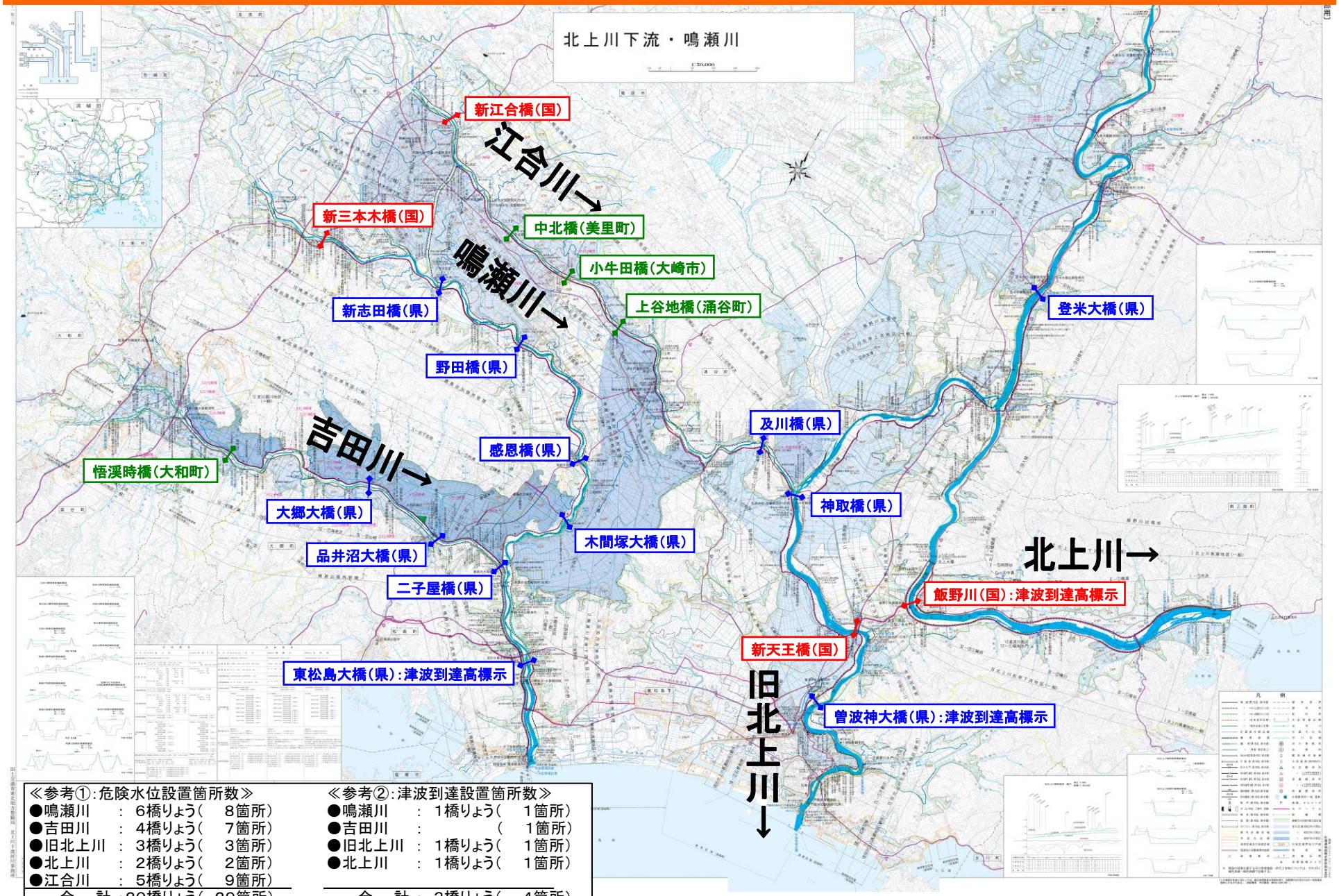

≪参考①：危険水位設置箇所数≫

●鳴瀬川	：	6橋りょう（	8箇所）
●吉田川	：	4橋りょう（	7箇所）
●旧北上川	：	3橋りょう（	3箇所）
●北上川	：	2橋りょう（	2箇所）
●江合川	：	5橋りょう（	9箇所）
合　計	：	20橋りょう（	29箇所）

≪参考②：津波到達設置箇所数≫

●鳴瀬川	：	1橋りょう（	1箇所）
●吉田川	：	（	1箇所）
●旧北上川	：	1橋りょう（	1箇所）
●北上川	：	1橋りょう（	1箇所）
合　計	：	3橋りょう（	4箇所）

※①②東松島大橋の橋りょう数は鳴瀬川でカウントしています。

基準水位　平成23年6月1日からの運用について

【基準水位見直しの経緯】

東日本大震災により、宮城県内の直轄管理河川全川にわたり堤防の沈下やクラックが多数発生しており、堤防機能が低下したことから、４月１日から洪水予報・水防警報の発表基準水位を一律一段階引き下げ、暫定水位を設定し運用している。

今般、被害箇所の応急復旧の完了見通しがたったことから、暫定水位を見直し、応急復旧完了状態での堤防高を想定し、はん濫危険水位や避難判断水位等を新たに設定し、６月１日から運用することとする。

なお、対象期間は本復旧が完了するまでの期間とする。

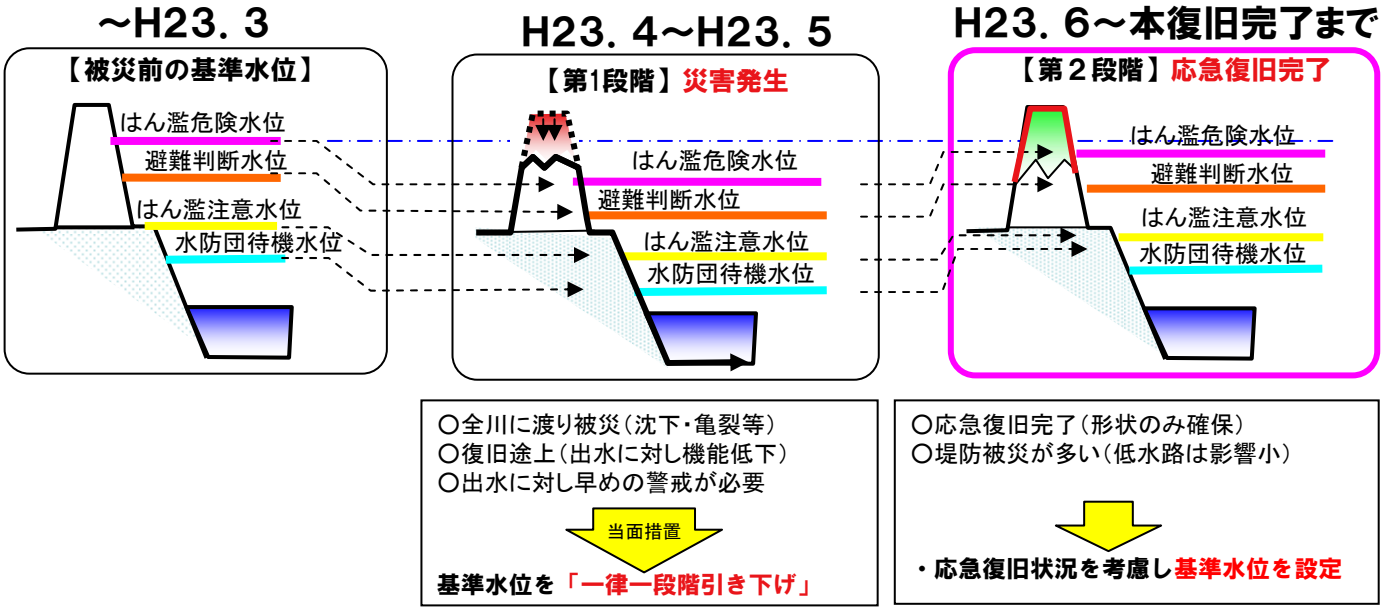

【基準水位の種類】

○はん濫危険水位：浸水被害の恐れのある水位

○避難判断水位　：はん濫危険水位から避難に必要な時間を差し引いた水位。
避難勧告等の判断の目安

○はん濫注意水位：水防団出動の目安。また、出水時の河川管理巡視出動の目安
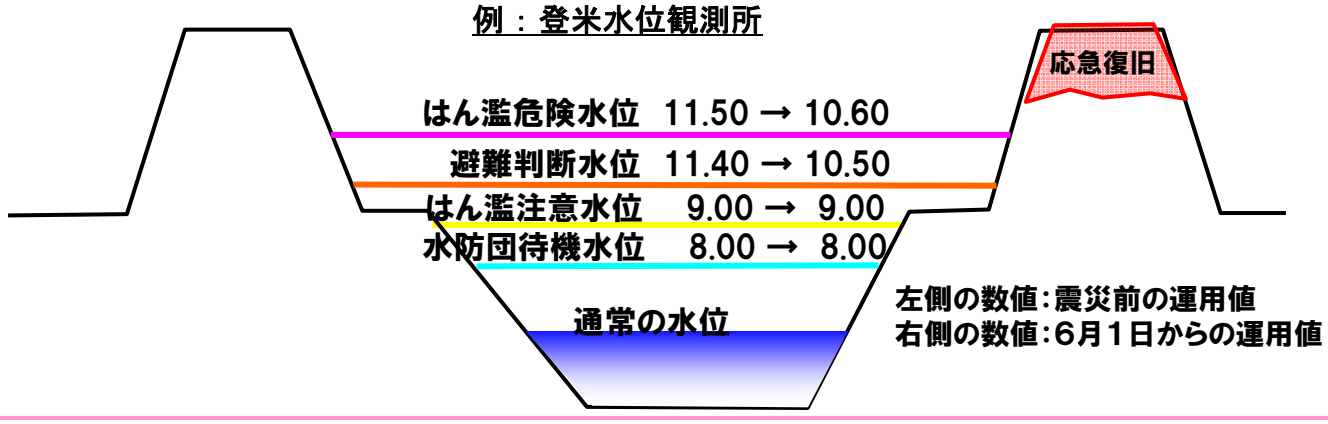
○水防団待機水位：水防団や河川管理巡視を準備する目安